福岡市障がいを理由とする差別を解消するための条例検討会議

意見提出シート（第４回会議　平成２８年１１月２５日（金））

松田慶子

* **意見提出シートは、全文公表し、事前配布をお願いします。**

条例骨子案修正版より

「８　差別の禁止等　」について

　「市及び事業者は」ではなく「何人も」  にして下さい。

　つくる会の差別体験のアンケート事例では、発達障がいのある方からの事例で

27パーセントが私人間の問題でした。3年以上の年月をかけてまとめた福岡市の差別体験アンケート事例の結果を汲むものとしてください。

各自治体27条例中13条例は、九州でも6条例中4条例は「何人は」としています。

九州の代表・福岡市として相応しいお手本となる条例として是非とも 「 何人も 」 をお願いします！

「４　用語の定義　」について

　「障がい」の定義について、発達障がいを、身体障がい、知的障がい、精神障がいと同等に明記してください。

発達障がいは、2005年4月に発達障がい者支援法が施行されました。また、福岡市には発達障がい者支援センターもあり、目に見えないわかりにくい障がいですが、通常学級には6.5％いるといわれています。

ユニバーサルデザインな都市・福岡市の条例では、ぜひとも、このような身近な障がいを個別に明記していただきたいと思います。